相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市時又五五四番地一、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野二三一番地一日の出紫苑

被相続人　亡　橋爪　龍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇　ローラン武蔵野二Ｆ武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目一七六番地、最後の住所東京都三鷹市牟礼五丁目一四番二六号グランダ三鷹台

被相続人　亡　小林　一策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和泉一丁目一三二番地、最後の住所神奈川県相模原市南区西大沼一丁目一二番一四号　被相続人　亡　大杉　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階

相続財産管理人　弁護士　藤田　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区松原四丁目三七番、最後の住所神奈川県中郡大磯町大磯一五一三番地

被相続人　亡　丸谷　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階　平塚宮の前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　乃亜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市中島町西谷内への八六番地甲、最後の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘二丁目五五五番地　被相続人　亡　舘　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

石川県金沢市若松町京中一二三番地一

相続財産管理人　司法書士　松井　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県埴科郡坂城町大字上五明二一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

長野県上田市中央四丁目九番七号

相続財産管理人　弁護士　岩下智太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市袋井八八番地三、最後の住所静岡県袋井市袋井八八番地の三

被相続人　亡　平野　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所静岡県浜松市中区中央一丁目一八番四号　ウィステリアピーク三〇一号

相続財産管理人　弁護士　平尾　竜太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

本籍三重県三重郡菰野町大字千草二七四七番地、最後の住所三重県四日市市桜町五三四番地

被相続人　亡　福田　泰麿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

愛知県半田市昭和町三丁目一番地平成ビル五Ｃ号室

相続財産管理人　弁護士　青木　透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市日永西一丁目五番、最後の住所三重県四日市市日永西一丁目二〇番三―三四四号市営　被相続人　亡　浅井　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

三重県四日市市諏訪栄町二二番三七号吉田ビル四〇三　橋本行政書士事務所内

相続財産管理人　橋本　俊雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区上長者町通黒門東入杉本町四六七番地、最後の住所京都府京都市山科区勧修寺丸山町一番地七二　ケアハウス山科二〇五号室　被相続人　亡　成田　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

京都府京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大江　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市箕面五丁目一二七七番地、最後の住所大阪府寝屋川市池田二丁目一一番五五―四〇六号　被相続人　亡　五百井　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

大阪市北区西天満四丁目三番一号トモエマリオンビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　荒木　健史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階

相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県磯城郡田原本町大字千代一一九二番地、最後の住所大阪府大阪市旭区今市二丁目一八番三一号　被相続人　亡　嶋岡美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第23期決算公告

平成29年1月25日　東京都品川区大崎一丁目11番1号

シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社

代表取締役社長　森　秀顕

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,421	流動負債	4,472
固定資産	2,467	（うち引当金）	(1,669)
有形固定資産	345	固定負債	283
無形固定資産	1,995	（うち引当金）	(67)
投資その他の資産	126	株主資本	8,133
		資本金	100
		資本剰余金	7,550
		資本準備金	7,550
		利益剰余金	483
		その他利益剰余金	483
		（うち当期純利益）	(483)
資産合計	12,889	負債・純資産合計	12,889

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。